

## 図書館関係の権利制限規定の見直し 進捗報告

第 204 回通常国会において「著作権法の一部を改正する法律」が成立し（2021 年 5 月 26 日）、令和 3 年法律第 52 号として公布されました（2021 年 6 月 2 日）。本改正では、図書館関係の権利制限規定として、次の措置が新たに追加されます。

1. 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信（公布から 1 年以内で政令で定める日から） ※2022 年 5 月 19 日から開始されました。
2. 図書館等による図書館資料の公衆送信（公布から 2 年以内で政令で定める日から）

詳細につきましては、次の資料を参照してください。

『著作権法の一部を改正する法律御説明資料（条文入り）』

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03\\_hokaisei/pdf/93627801\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_02.pdf)

以下に、現在までの進捗を報告します。

### 【国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信】

この改正により、国立国会図書館からの送信を受信した利用者には、デジタルデータを見ることが可能となります。専門図書館としては登録できませんが個人として登録し、表示できます。詳細は国会図書館の HP をご覧ください。

『2022 年 5 月 19 日 「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について』

URL: [https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220519\\_01.html](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220519_01.html)

関連規定の整備として、「著作権法施行令の一部を改正する政令」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」が 2022 年 5 月 1 日に施行されました。改正の概要としては次の 3 点です。

- (1) インターネット送信された著作物等の表示の大きさ（令和 4 年 4 月 27 日政令第 185 号）
- (2) 特定絶版等資料に係る著作物等のダウンロードを防止等するための措置（令和 4 年 4 月 27 日文部科学省令第 19 号）
- (3) 登録情報（令和 4 年 4 月 27 日文部科学省令第 19 号）

また、『国立国会図書館 図書館協力ハンドブック』が全面的に更新されました。詳細につきましては、国立国会図書館のホームページで確認してください。

URL: <https://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/index.html>

## 【図書館等による図書館資料の公衆送信】

図書館等が、現行の複写サービスに加え、調査研究目的で著作物の一部分をメールなどで送信（公衆送信）できるようになります。その際、正規の電子出版等の市場を阻害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなどの条件の下、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことが必要になります。

この権利制限の制度設計に関して、図書館等関係者と権利者・出版社関係者で構成される『図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会』（以下「関係者協議会」）で情報交換や意見交換を行っています。関係者協議会にはガイドライン分科会、特定図書館等分科会、補償金分科会、事務処理スキーム等分科会の4分科会が設置され、専図協著作権委員会はガイドライン分科会の構成メンバーとなっています。検討中の案件は以下の通りです。

### ■要件の整備

図書館等公衆送信サービスに当たって特定図書館等及び当該図書館等の利用者に求められる具体的な要件の整備について、特定図書館等分科会で検討しています。

この権利制限により公衆送信を行うことができる施設要件は次の通りです。

### ＜施設要件＞

著作権法第31条第1項の政令（著作権法施行令第1条の3）で定められる図書館その他の施設のうち、次の条件を満たすこと（改正著作権法では、次の条件を満たす図書館等を『特定図書館等』と呼びます）

- （ア）公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること
- （イ）公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること
- （ウ）利用者情報を適切に管理すること
- （エ）公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること
- （オ）その他、文部科学省令で定める措置を講ずること

### ■補償金

基本的な流れは次の通りです。著作物の公衆送信サービスを受けた利用者は、特定図書館等に補償金を支払います。特定図書館等は、今後設置される指定管理団体に送信実績と共に補償金を支払い、指定管理団体は権利者団体等を通じて補償金を権利者や出版社に分配します。補償金の詳細については、補償金分科会で検討されています。

### ■特定図書館等における事務処理

特定図書館等が公衆送信を行う際の様々な事務処理に関するスキームを、事務処理スキ-

ム等分科会で検討しています。

### ■ガイドライン策定

改正著作権法第 31 条の解釈・運用に関するガイドラインを、ガイドライン分科会で作成しています。

本件に関してご質問、或いは自館も特定図書館等として公衆送信を行いたい等がございましたら、『お問い合わせ』からお知らせください。